

## 日本昆虫学会会則

1948年10月9日制定

1975年9月25日改正

1988年10月9日改正

1989年10月9日改正

1990年10月3日改正

1993年4月4日改正

1998年10月3日改正

2002年9月27日改正

2003年10月11日改正

2004年11月4日改正

2008年9月14日改正

2009年10月9日改正

2010年9月18日改正

2014年9月14日改正

2015年9月19日改正

2016年3月26日改正（2017年1月1日施行）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は日本昆虫学会（Entomological Society of Japan）と称する。

（目的）

第2条 本会は昆虫学の進歩・普及を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は次の事業を行う。

（1）大会・講演会および講習会など集会の開催。

（2）会誌「Entomological Science」および「昆蟲（ニューシリーズ）（Japanese Journal of Entomology (New Series)）」、昆虫学に関するその他の図書の編集と発行。

（3）関係諸機関、諸学会等との連絡。

（4）その他本会の目的達成に必要な事業

（事務所）

第4条 本会の事務所の所在地は、総会において決定する。

（支部）

第5条 本会には北海道，東北，関東（山梨を含む），東海（静岡，愛知，岐阜，三重），信越（新潟，長野，富山，石川），近畿（福井を含む），中国，四国，九州（沖縄を含む）の9支部をおく。

2. 支部の運営は，支部において定める規則によって行う。

## 第2章 会 員

### （会員の種類）

第6条 本会の会員は，正会員，名誉会員，団体会員および賛助会員とする。

(1) 正会員とは本会の趣旨に賛同して入会した個人をいい，一般正会員，若手正会員，学生正会員，海外正会員とがある。若手正会員とは，日本国内に会誌発送先があり，学生の身分を失って3年後までの，学生であった証明を受けた会員である。通算3年を限度として認定する。学生正会員とは，日本国内に会誌発送先があり，学生である証明を受けた会員である。海外正会員とは，日本国外に会誌発送先のある会員である。

(2) 名誉会員とは本会の目的とする事業に対してとくに功労のあった正会員または正会員以外でわが国における昆虫学の進歩普及にとくに貢献した人で，総会の決議によって推薦された個人をいう。

(3) 団体会員とは本会の趣旨に賛同して入会した学術団体またはそれに準ずるものをいう。

(4) 賛助会員とは本会の趣旨に賛同し，その事業に協力する事業団体をいう。

### （会員の権利）

第7条 正会員および名誉会員は，その研究業績を本会の大会および会誌に発表することができ，かつ電子版の英文誌及び印刷版の和文誌を入手できる。希望する場合は印刷版の英文誌を有償で受け取れる。

2. 一般正会員，若手正会員，学生正会員，名誉会員は，総会において審議権と議決権をもつ。

3. 日本国内に会誌発送先のある正会員は会長ならびに評議員の選挙権と被選挙権をもつ。

4. 名誉会員は会費を免除される。

5. 団体会員および賛助会員は会誌の配付をうける。

### （会員の義務）

第8条 一般正会員は会費年額 9,000 円を，若手正会員は会費年額 6,000 円を，学生正会員は会費年額 3,000 円を，海外正会員は会費年額 5,000 円を前納しなければならない。団体会員は会費年額 15,000 円を，また賛助会員は 30,000 円を一口とする会費年額を前納するものとする。

### （入会）

第9条 正会員として入会しようとするものは，連絡先，氏名（ローマ字による表記をつける）等を記載し，会費1年分を添えて，庶務幹事に申し込むものとする。団体会員または賛助会員の場合もこれに準ずる。ただし，若手正会員として入会する場合はそれまでの指導教

員の署名，学生正会員として入会する場合は現在の指導教員の署名のある身分証明書を添えなければならない。

(権利・資格の停止)

第 10 条 会員は会費未納の場合，会員としての権利を失う。

2. 会員は次の事由によって，その資格を失う。

(1) 退会，(2) 除名，(3) 死亡

(退会)

第 11 条 退会を希望するものは，その旨庶務幹事に申し出るものとする。ただし退会にさいしては，既納の会費は返却しない。

2. 3 年以上にわたって会費を滞納した場合には，退会とみなされる。

(表彰および除名)

第 12 条 本会の目的に著しく貢献する活動は，別に定める規程により総会において表彰される。

2. 本会の会員で本会の体面を著しく汚したり，本会の趣旨に反するような行いがあれば，総会の決議によって除名することがある。

### 第 3 章 役 員

(役員構成)

第 13 条 本会に次の役員をおく。

会長 (1 名)，副会長 (1 名)，大会会長 (1 名)，評議員 (選挙細則による規定数)，編集委員長 (1 名)，編集委員 (若干名)，会計監査 (2 名)，幹事 (若干名)。

(会長)

第 14 条 会長は本会を代表し，評議員会の議長をつとめ，賛否同数の場合には決定権をもつ。

2. 会長は総会および評議員会を召集し，また必要とあればとくに委員会を設置してその意見をもとめることができる。

3. 会長は一般正会員，若手正会員，学生正会員の直接投票により選出する。任期は 2 年とし，重任できない。なお選出方法は別に定める選挙細則による。

(副会長)

第 15 条 副会長は会長を補佐し，会長事故あるときは会長の職務を代行する。

2. 副会長は会長が評議員の中から候補者を指名し，評議員の過半数の信任を得た上で委嘱する。任期は 2 年とし，重任できない。

(大会会長)

第 16 条 大会会長は大会を開催する支部の定める方法によって選出され，その年次の大会を主催する。

(評議員)

第 17 条 評議員は評議員会の構成員として、会務を審議する。

2. 評議員は一般正会員、若手正会員、学生正会員の中より、選挙細則の規定に基づいて支部ごとに選出するものとする。評議員が他の支部に転出した場合は、その地位を去る。
3. 評議員の任期は 2 年とし、連続して 3 期つとめることはできない。

(編集委員長と編集委員)

第 18 条 本会に会則第 3 条 (2) に示された会誌の編集を行うために編集委員会を置く。

2. 編集委員長は評議員の推薦により、会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任をさまたげない。
3. 編集委員は編集委員長の推薦により、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任をさまたげない。
4. 編集委員長および編集委員の交替は、会長および評議員の改選の 1 年後に行うものとする。

(会計監査)

第 19 条 会計監査は会計年次終了後、すみやかに会計監査を行い、その結果を公表する。

2. 会計監査は評議員会が選出する。
3. 会計監査の任期は 2 年とし、重任しない。

(幹事)

第 20 条 幹事は庶務、会計、渉外、図書、本部事務などに関する事務を担当する。

2. 幹事は評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 幹事の任期は 2 年とし、重任をさまたげない。

## 第 4 章 会 議

(総会)

第 21 条 総会は年 1 回以上開くものとし、その開会を少なくとも 1 ヶ月以上前に会員に通知しなければならない。

2. 総会は会の運営に関する重要事項の決定を行う。
3. 総会の決議は、出席者の単純多数の同意による。ただし会則等の変更については、別に定める。

(評議員会)

第 22 条 評議員会は評議員をもって構成し、会長の召集により年 1 回以上開くものとする。

2. 評議員は必要と認めた場合に、会長に評議員会の開催を求めることができる。
3. 評議員会は各支部より、少なくとも 1 名以上の評議員または委任状による代理者 (会員) が出席し、かつ出席者が定員の過半数の場合に成立する。
4. 評議員会の議決は出席者の過半数の同意による。
5. 編集委員長および第 14 条 2 項で設置した委員会の委員長は評議員会に出席できるが、評議員でない場合には議決権がない。

(集会)

第 23 条 大会は原則として毎年開催するものとし、担当支部はその日程を前年度の総会で報告するものとする。

2. 大会は支部の回り持ちで開催するものとし、開催の要領については担当支部で定める。

第 24 条 その他本会が主催する集会については、開催要領を評議員会において定める。

(その他の委員会)

第 25 条 本会に選挙管理委員会を置く。その他必要な委員会は会則第 14 条 2 項によるほか、評議員会の承認を得てこれを設けることができる。なお各委員会に関する規程は別に定める。

## 第 5 章 会 計

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 27 条 本会は会費、事業収入、寄付金その他の収入をもって運営の経費にあてる。年度末における経費の剰余は、次年度に繰り越す。

第 28 条 本会の財産は、会計を担当する幹事が保管する。

## 第 6 章 会則等の変更

第 29 条 会則の変更は、会員の建議によって評議員会に提案され、評議員会の審議を経て総会にはかり、総会出席者の過半数の同意によって決定する。

2. 規程および細則の変更は評議員会で行い、総会に報告するものとする。

## 日本昆虫学会会長，副会長および評議員選挙細則

- 1.選挙管理委員会規程に基づき，この細則を設ける。
- 2.会長，副会長および評議員の定期的改選は次の順序による。
  - (1)改選前年の6月30日現在において，有権者および支部別評議員定数を確定する。
  - (2)選挙通知を改選前年の9月上旬に発送する。
  - (3)選挙の投票日を，選挙通知発送後およそ3週間目の所定日と定める。
  - (4)開票日を投票締切日の翌日とする。
  - (5)会長と評議員の選挙は同時に行う。その結果，次期会長が同時に評議員にも当選した場合は評議員の当選を無効とする。
  - (6)開票の結果を次期会長，次期評議員および庶務幹事へすみやかに通知する。
  - (7)副会長の選出に対して，次期会長は候補者を指名する。
  - (8)副会長信任投票通知を次期評議員に対して行う。
  - (9)副会長信任投票の締切日を投票通知発送後およそ2週間目の所定日と定める。
  - (10)開票日を投票締切日の翌日とする。
  - (11)これらの結果を新旧役員に通知し，会誌上に発表する。
  - (12)選挙管理委員会は原票を封印し，本会事務所（本部事務幹事気付）に送付する。
  - (13)これらの業務は年内に終了するものとする。
- 3.選挙および被選挙の有権者とは，改選前年6月30日現在の一般正会員，若手正会員，および学生正会員である。6月30日以降に所属支部を変更した会員の選挙権および被選挙権は旧所属支部に帰属する。ただし，その年度の会費未納者を除く。
- 4.各支部の評議員定数は，次の方法によって決定する。すなわち評議員総定数を約30名とし，各支部の定員は一般正会員，若手正会員および学生正会員の総数による比例配分によって算出するのを原則とするが，かならず2名以上とする。
- 5.選挙通知書は，有権者名簿（住所を必要としない），所定の投票用紙および投票封筒（内・外1組）とともに，選挙管理委員会から有権者に送付される。
- 6.投票用紙には選挙管理委員会印を捺すか，または選挙管理委員会印を捺した原稿を印刷したものをを用いる。投票用外封筒には，委員会の宛名を表記する。
- 7.投票の締切は所定日の24時とし，その時刻以後に到着したものは，消印のいかんにかかわらず無効とする。
- 8.開票は公開とし，日時と場所を選挙通知書に公示しておく。
- 9.投票は原則として第1種封筒郵便による郵送で行うが，持参または使送でもよい。
- 10.投票には，かならず所定の投票用紙と2枚1組の投票用封筒を用い，内封筒は無記名，外封筒は記名とする。
- 11.会長選挙は単記無記名とし，評議員選挙は各支部定員数以内の連記無記名とする。
- 12.投票は原則として，できるかぎり有効とみなすが，次の各号は無効とする。

(1)所定の用紙および方法によらない投票によるもの.

(2)定数をこえて連記したもの.

(3)有権者以外の氏名が記載されている場合, その部分.

(4)評議員選挙で同一の氏名が重複して記載されている場合には, その重複部分.

13.当選者の決定は, 単純多数による. ただし, 得票同数者がある場合には, 選挙管理委員会において抽選により決定する. 投票に記載された氏名が, 2人以上の有権者に該当する場合には, 該当者の得票数に基づく比例配分によって票数を分割し, 分数をもって示す.

14.評議員選挙の場合, 各支部における最下位当選者得票の半数以上の得票があった者を補欠者として登録公表し, 得票順位にしたがって欠員を補充する. 補欠者のない場合には, 定期改選の方法に順じて欠損を補充する. ただし, 改選前年の7月1日以降に欠員を生じた場合には, 補欠選挙は行わない.

15.選挙管理委員長は開票後すみやかに結果を当選者ならびに本会事務所(庶務幹事宛)に報告し, 全選挙終了後に結果を新旧役員に連絡するとともに会誌上に公表する.

16.選挙管理委員会は原票を封印し, 本会事務所(本部事務幹事宛)に送付する. 原票は2年間本会事務所に保管される.

付則 2001年9月20日, 一部改正

2002年9月27日, 一部改正

2010年9月18日, 一部改正

2016年3月26日, 一部改正

## 日本昆虫学会表彰規程

第1条 本会は会則第12条1により、日本昆虫学会論文賞、日本昆虫学会若手奨励賞、日本昆虫学会あきつ賞、日本昆虫学会ポスター賞を設け、それに関する規程を次のように定める。

第2条 日本昆虫学会論文賞は、本会の会誌「昆蟲（ニューシリーズ）」および「Entomological Science」誌上に優れた論文を発表した会員または非会員に授与する。授賞は各年度2件とする。複数回受賞を問わない。受賞論文の著者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会論文賞選考細則による。

第3条 日本昆虫学会若手奨励賞は、昆虫学の発展に寄与する優れた研究を行い将来の発展が期待される会員に授与する。選考の対象は、自薦または他薦のあった当該年度までの会費納入済みで原則として40歳未満（応募時）の一般正会員、若手正会員、および学生正会員とする。選考の評価対象となる研究業績は、論文業績のほか、研究手法の開発、データベースの構築、ウェブ上のデータ公開等を含むものとする。なお、論文業績には少なくとも本会学会誌に筆頭著者として掲載された論文1編を含むこと。授賞は各年度1件以内とする。複数回受賞は認めない。受賞者には賞状と副賞を与える。選考は別に定める日本昆虫学会若手奨励賞選考細則による。

第4条 日本昆虫学会あきつ賞は、学術的昆虫学分野および一般向け昆虫学教育普及分野に関する優秀なウェブサイト授与する。ウェブサイト代表者には賞状とあきつ賞のロゴをウェブ上に提示する権利を与える。選考は別に定める日本昆虫学会あきつ賞選考細則による。

第5条 日本昆虫学会ポスター賞は、日本昆虫学会大会において、優秀なポスター発表を行った若手正会員と学生正会員に授与する。受賞者には賞状を与える。選考は別に定める日本昆虫学会ポスター賞選考細則による。

付則 本規程は2014年9月14日から施行する。

2016年3月26日一部改正。



## 日本昆虫学会ポスター賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第 5 条に定める日本昆虫学会ポスター賞の選考は、以下の手続きで行う。
  2. 各年度の日本昆虫学会大会の事務局は、ポスター発表の申込みに際し、若手正会員および学生正会員からポスター賞への応募を受け付ける。
  3. 評議員は、ポスター賞に応募された発表のうち優秀なものに投票する。得票数の最も多いポスター発表を日本昆虫学会最優秀ポスター賞、得票数の多い順から応募数の 10%程度までの発表を日本昆虫学会優秀ポスター賞とする。複数回受賞を問わない。
  4. タイトルの妥当性、研究内容の新規性・独創性・データの質や量、解析方法や議論の妥当性、ポスターの分かりやすさ、説明力、質問への対応などを選考基準とする。
  5. 評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い、各年度の受賞者数や具体的な選考内容は会長と大会長が協議して決める。
  6. 投票記録は庶務幹事が 2 年間保存し、公開をさまたげない。
- 付則 本細則は 2017 年 1 月 1 日から施行する。

## 日本昆虫学会あきつ賞選考細則

1. 日本昆虫学会表彰規程第 4 条に定める日本昆虫学会あきつ賞の選考は以下の手続きで行う。
2. 当該年度までの会費を納入済みの一般正会員，若手正会員および学生正会員からの推薦を受け付ける。
3. 推薦者は，推薦票（形式任意）と著作権法の遵守にかかわる誓約書を庶務幹事あてに提出する。推薦票には推薦者の氏名と連絡先，ウェブサイトのタイトルとアドレス（URL），ウェブサイト代表者 1 名の氏名と連絡先を記述し，推薦するウェブサイトの意図やアピールポイントを 1000 字程度で記載する。著作権法の遵守にかかわる誓約書には，推薦するウェブサイトが著作権法を遵守し，公正な慣行に従って作成されたものである旨を記し，ウェブサイト代表者と推薦者が署名するものとする。ウェブサイト代表者は当該年度までの会費を納入済みの一般正会員，若手正会員，または学生正会員でなければならない。推薦者とウェブサイト代表者は同一でもよい（自薦可）。
4. サイトの見やすさ・英文の有無・教育効果・学術性・有用性・デザイン・厳密さ（リンクの正確さ）・データ量・新規性等を基準として審査を行う。
5. 電子化推進委員会は審議の上，推薦されたウェブサイトから 2 件以内を評議員会に推薦する。
6. 評議員は電子化推進委員会から推薦された候補の中から 1 件を投票する。投票数上位のものを受賞候補とする。同票の場合は，学会長に扱いを委ねる。評議員は候補の受賞の賛否について投票を行い，有効票の過半数以上の賛成をもって，これを受賞と決定する。
7. 推薦の受付および評議員による選考の手続きは庶務幹事が行い，大会の申し込み締め切りまでに受賞サイトを決定する。
8. 庶務幹事は評議員の投票結果を学会長と評議員に報告し，授賞の決定をすみやかに推薦者とウェブサイト代表者に通知する。
9. 評議員の投票記録は庶務幹事が 2 年間保存し，公開をさまたげない。

付則 本細則は 2014 年 9 月 14 日から施行する。

2016 年 3 月 26 日一部改正。